

開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町印鑑条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 6 月 19 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の一部改正に伴い、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用開始等に対応するため所要の改正をしたいので、開成町印鑑条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町印鑑条例の一部を改正する条例

開成町印鑑条例（昭和53年開成町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録印鑑の不受理)</p> <p>第4条 町長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録申請を受理しないものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>	<p>(登録印鑑の不受理)</p> <p>第4条 町長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録申請を受理しないものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の住民</p> <hr/> <p>が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第11条 登録者等は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、町長に印鑑登録証明書の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第11条 登録者等は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、町長に印鑑登録証明書の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</p>

